

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 尾張精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 兵藤 光司
(コード 7249 名証第 2 部)
問合せ先 取締役 総務部長 児玉 啓二
(TEL 0561 - 53 - 4121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 173 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 5 月 13 日付「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 173 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設案につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日 (金)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です)

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条〔機関〕 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>第8条 (取締役会決議による自己の株式の取得)</u> 本社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および締役会</p> <p>第21条〔取締役の員数〕 本社は、取締役10名以内を置く。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条〔機関〕 本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第8条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条〔取締役の員数〕 本社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)<u>7名以内を置く。</u> <u>2. 当社は、監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>第22条〔取締役の選任〕 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第23条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条〔取締役の選任〕 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第22条〔取締役の任期〕 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条〔取締役会の招集通知〕 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第26条〔重要な業務執行の決定の委任〕 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>第27条〔取締役会の決議の省略〕 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録によって同意したとき（ただし、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときを除く</u>）は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条〔取締役会の議事録〕 取締役会の議事については、議事録を作成し、出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>第29条〔取締役の報酬〕 取締役全員分の月額報酬総額の上限枠は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第30条〔顧問または相談役〕 取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第27条〔取締役会の決議の省略〕 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録によって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条〔取締役会の議事録〕 取締役会の議事については、議事録を作成し、出席取締役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>第29条〔取締役の報酬〕 取締役全員分の月額報酬総額の上限枠は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第30条〔執行役員、顧問または相談役〕 取締役会の決議により、<u>執行役員、顧問または相談役</u>を置くことができる。</p> <p>第31条〔取締役の責任限定契約〕 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条〔監査役の数〕 <u>本社は、監査役4名以内を置く。</u></p> <p>第32条〔監査役の選任〕 <u>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p><u>第33条〔監査役の任期〕</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条〔補欠監査役の予選の効力〕</u> <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条〔常勤監査役〕</u> <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条〔監査役会の招集通知〕</u> <u>監査役会の招集通知は、監査役会の日日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条〔監査役会の議事録〕</u> <u>監査役会の議事については、議事録を作成し、出席監査役がこれに記名押印または署名（電子署名を含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条〔監査役の報酬〕</u> <u>監査役全員分の月額報酬総額の上限枠は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条〔社外監査役との責任限定契約〕</u> <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項の責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第32条〔常勤の監査等委員〕</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p><u>第33条〔監査等委員会の招集通知〕</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>第34条〔監査等委員会の議事録〕</u> <u>監査等委員会の議事については、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または署名（電子署名含む）し、10年間本会社の本店に備え置くものとする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>